

參考資料

消費税の仕入控除の基本的考え方

- 消費税は消費者が負担する税を、消費者から預かった小売店等の事業者が納税する仕組み。
- 資材を仕入れて畜産物を販売する畜産農家・酪農家は、消費税率引上げに伴う追加の負担は生じない。

【畜産物の生産を行うにあたり、100万円の仕入れを行い、200万円の畜産物販売収入がある場合の例。】



- この場合、畜産農家・酪農家が納税する消費税は仕入税額控除を行い、8万円 (16万円 - 8万円 = 8万円)
- 資材代に係る消費税が10% (10万円) になった場合は、仕入税額控除により畜産農家・酪農家が納税する消費税は6万円に減額 (16万円 - 10万円 = 6万円)
- なお、農業機械等の購入等、多額の仕入れを行い、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税よりも大きくなった場合には、その超過分が還付される (免税事業者、簡易課税制度利用者を除く)

